

運営指導（実地指導）関係

介護サービス指導室

令和4年10月

運営指導（実地指導）の主な変更点

和歌山県介護保険サービス事業者等指導及び監査要綱等を改正（県ホームページのくに介護deネットに掲載）

1 「実地指導」の名称を「運営指導」に変更

2 運営指導についての指導形態を次の①、②及び③に分ける。

① 介護サービスの実施状況（個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導）

② 最低基準等運営体制指導（運営基準等に規定する運営体制に関する指導）

③ 報酬請求指導（加算等介護報酬請求の適正実施に関する指導）

上記のうち、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（上記②、③）については、サービス事業者等の過度な負担とならないように十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能である旨を明記。

和歌山県では、①、②、③とも原則実地で実施。

しかし、新型コロナウイルス感染症の関係で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたり等で実地で実施出来ない場合は、②、③については、事業者の了解を得られれば、オンライン会議システム等を活用して実施し、①については感染が落ち着いた段階で実施することも可能とする。

3 運営指導の実施頻度を、居住系サービスと施設サービスは概ね3年に1回以上と変更。

4 監査を行う契機として、高齢者虐待及び介護保険法に基づく人格尊重義務違反について明記。

5 著しい基準違反や介護報酬の不正請求等が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに監査に変更し、事実関係を調査し、必要に応じて行政上の措置を講じることを明記。